

水海道公民館及び水海道児童センター
複合施設整備事業に係る民間提案制度

(テーマ型)

実施要領

令和6年7月

常総市

目次

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 趣旨 | 1 |
| 2 | 民間提案の概要 | 1 |
| | (1) 制度概要 | 1 |
| | (2) 事業名称 | 1 |
| | (3) 主催者及び事務局 | 1 |
| | (4) 提案の内容と前提条件 | 1 |
| | (5) 遵守すべき法令等 | 2 |
| | (6) 協議及び契約について | 2 |
| 3 | 民間提案の条件 | 3 |
| | (1) 付近見取図 | 3 |
| | (2) 対象エリアの概要 | 4 |
| | (3) 対象エリアの周辺図 | 4 |
| | (4) 使用状況 | 4 |
| | (5) 契約・協定方法 | 5 |
| | (6) 協定及び契約において事業者が負担する費用 | 5 |
| | (7) 利活用の制約等について | 5 |
| | (8) 常総市の承諾が必要な事項 | 5 |
| | (9) 土地利用に関する条件 | 5 |
| | (10) 貸与品等 | 6 |
| | (11) 協定について | 6 |
| 4 | 提案者の資格等 | 7 |
| | (1) 提案者の参加資格要件 | 7 |
| | (2) 提案者の要件 | 7 |
| | (3) 提案に関する留意事項 | 7 |
| | (4) 構成企業の変更 | 8 |
| | (5) 提案資格の喪失 | 8 |
| 5 | 民間提案の手続き | 9 |
| | (1) スケジュール | 9 |
| | (2) 提案の手続き | 9 |
| | (3) 注意事項 | 11 |
| 6 | 提案書の内容 | 13 |
| 7 | 審査の方法 | 14 |
| | (1) 審査委員会の設置 | 14 |

| | |
|--------------------|-----|
| (2) 審査委員会の審査について | 1 4 |
| (3) 審査のポイント | 1 4 |
| (4) 提案者の失格 | 1 4 |
| (5) 審査項目 | 1 4 |
| (6) 事業者の選定 | 1 6 |
| (7) 審査結果の公表 | 1 6 |

1 趣旨

当市では水海道市街地整備事業において、「子どもまんなかまちづくり常総」の方針を掲げ、水海道市街地及び周辺に立地する 5 つの公共施設等について、常総市立地適正化計画に基づいた移転又は改修を計画しております。本事業の対象である水海道公民館は 1973 年（昭和 48 年）に建築されており、老朽化が進んでいるため、この度移転することとしました。公民館は、地域住民において最も身近な公共施設であり、本事業は地域住民の交流の場、生涯学習の場、子育て支援の場を充実させ、多世代交流の活発化を目指すことを目的とします。それらの目的達成のため、市民の広場と一体として活用ができる、多世代交流が可能となる児童センターと公民館の複合施設整備について、より質の高いサービスの提供を目指し、民間提案を募集するものです。

2 民間提案の概要

(1) 制度概要

民間提案制度は、民間事業者から当市が保有する土地・公共施設等の資産に関して提案を求め、公共施設マネジメント及び自治体経営に貢献する提案を選定し、採用された提案者との協議を経て、事業化を図るものです。

また、事業化が決定した際には、採用された提案者との随意契約を前提としています。ただし、協議が成立した場合でも、予算案件が議会で承認されない等の事由により、事業が実施できなくなった場合には、本件は事業化されません。

(2) 事業名称

水海道公民館及び水海道児童センター複合施設整備事業に係る民間提案制度（テーマ型）

(3) 主催者及び事務局

主催者：常総市

事務局：常総市教育委員会生涯学習課

【連絡先】

常総市教育委員会生涯学習課

常総市新石下 4310 番地 1（市役所石下庁舎）

電話：0297（30）8880（直通）

FAX：0297（44）7646

E-mail：gakushuuisetu@city.joso.lg.jp

(4) 提案の内容と前提条件

- ・市民の広場周辺エリアへ水海道公民館及び水海道児童センター複合施設の整備事業に関して民間事業者からの提案を募集します。
- ・提案に当たっては、以下の点に留意した事業内容の提案を求めます。
 - ア 公民館の面積が 500～600 m²、児童センターの面積が 350～400 m²確保されていること。
 - イ 二次避難所に位置付けられているため、災害時には公民館を一般開放すること。

ウ 市民の広場との一体的な利用を前提とした事業提案であること。

エ 市民の広場利用者が使用できるトイレを計画すること。

(5) 遵守すべき法令等

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法令及び条例等を遵守すること。なお、これらに基づく許認可等が必要な場合は、提案を行った事業者がその許認可等を取得すること。

なお、解釈に関して基準等の間で相反する等疑義が生じた場合は、別途当市と協議の上、適否について決定するものとします。

(6) 協議及び契約について

事業化に向けた協議

ア 事業者と当市は、提案内容を基に事業化に向け、協力して詳細協議や必要な手続き等を行います。

イ 提案の事業化に関して必要がある場合は、別に施設管理者等と同様の協議を行い、事業実施に向けた調整を行います。

ウ 協議及び関係者との調整等の結果、協議が成立（双方が合意）に至った場合、事業者を契約事業者（以下「事業者」といいます。）とします。

予算措置

詳細協議が整ったものは、必要に応じて予算措置の手続きを進めます。

協議における留意事項

ア 協議は、原則として事業者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は事業者の負担とします。

イ 本制度は、解除条件付きの制度であり、事業者との協議が成立した場合においても、予算案件等が議会で承認されない等の理由により、提案の事業が実施できなくなった場合には、本件は事業化されません。

ウ イの場合、当該事業が実施できなくなった事由が解消したときは、事業者と当市が協議のうえ事業化を図ります。

エ 協議が整わなかった場合（合意に至らなかった場合）でも、事業者が協議過程において負担した費用やリスク等について、市は責任を負いません。

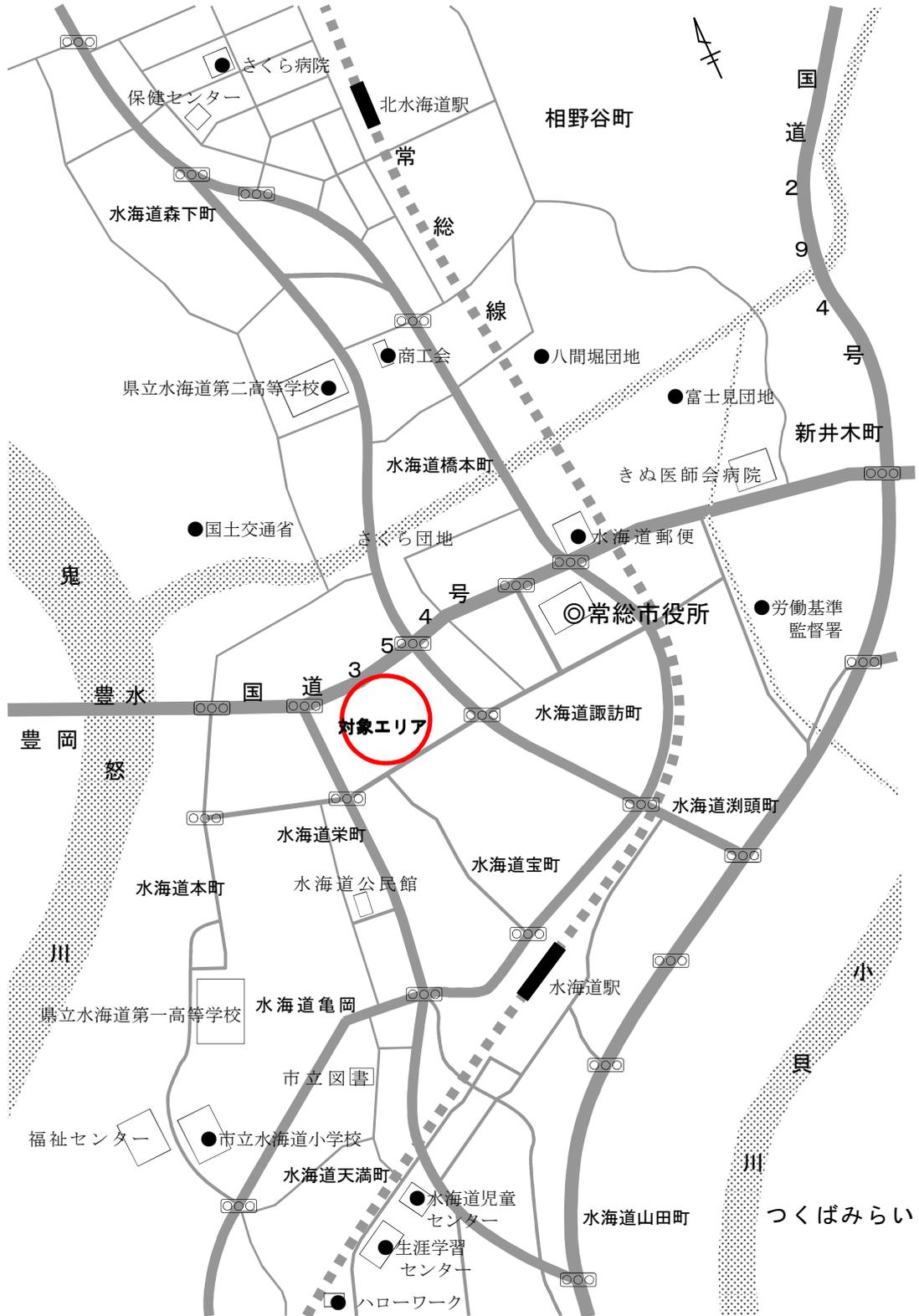
オ 事業概要や協議経過等については、必要に応じて議会等へ報告することがあります。ただし、交渉権者の独自のノウハウ等が含まれている内容については公表の対象としません。

事業実施

契約締結後、事業者は責任をもって提案内容（当該事業）を履行することとします。

3 民間提案の条件

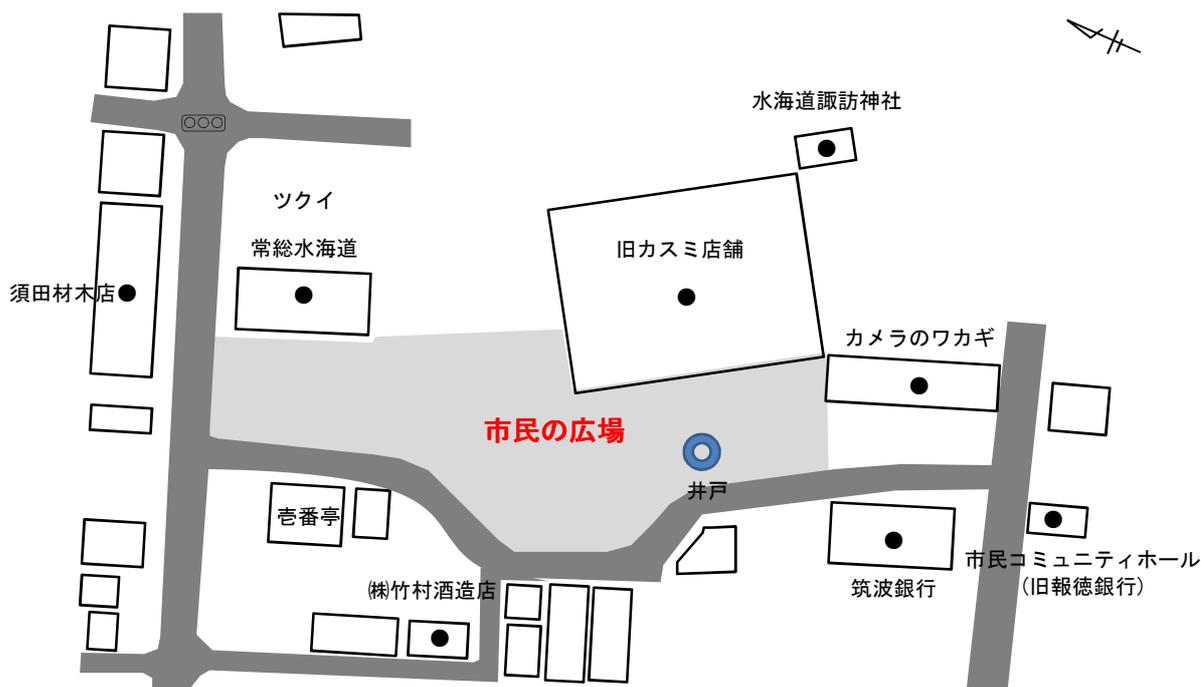
(1) 付近見取図



(2) 対象エリアの概要

| | |
|----------------|---|
| 所在地 (市民の広場) | 常総市水海道宝町3374-3 他10筆 |
| 敷地面積 | 約4,000㎡ |
| 都市計画区分 | 水海道都市計画区域 市街化区域 近隣商業地域 都市機能誘導区域 居住誘導区域 |
| 建蔽率/容積率 | 80%/200% |
| 防火・準防火地域 | 指定なし |
| 地目 | 雑種地 |
| 交通アクセス | 水海道駅より徒歩9分 |
| 防災拠点 | 二次避難所(現状の公民館の指定状況) |
| 敷地保有状況 | 市民の広場のみ市の所有 |
| その他 | 広場内一部構造物あり(井戸など) |

(3) 対象エリアの周辺図



(4) 使用状況

- ・ 北側と南側に駐車場区画線が整備されてあります。
- ・ 広場中央に井戸が設置してあります。
- ・ 電源及び給排水設備 3 基が設置されています。

(5) 契約・協定方法

- ・ 今回の民間提案により決定した事業者と協定を結び、契約については次年度を想定しています。
- ・ 移転方法及びその後の利活用方法については、市と事業者が協議のうえ、定めるものとします。

(6) 協定及び契約において事業者が負担する費用

- ・ 協定・契約に要する費用
- ・ 提案に係る用途変更、開発申請等に要する費用
- ・ 契約期間中における破損等に係る修繕費用
- ・ 契約期間中における提案エリア内の樹木等の維持管理に要する費用
- ・ 契約期間中における光熱水費及び施設の維持管理費等に要する費用

(7) 利活用の制約等について

- ・ 市街化区域における規制
対象エリアは市街化区域にあります。市街化区域内での開発及び建築行為は、都市計画法により規制されています。活用内容によって、都市計画法上の許認可等が必要になる場合があります。
- ・ 防災拠点機能について
当市の地域防災計画内において、現状の公民館は二次避難所として指定されています。避難所の運営や避難生活時に必要となる資機材の配備など、防災拠点機能を有することを前提に提案してください。
- ・ 看板等の設置や景観への配慮について
看板を設置する場合は、茨城県屋外広告物条例に則って施工してください。
- ・ 敷地内の井戸について
井戸を使用する場合は、事業者の責任により安全点検等を実施し、維持管理を行ってください。

(8) 常総市の承諾が必要な事項

- ・ 事業計画書の内容の変更
事業を行うに当たって、やむを得ない事情により、応募申込時に提出した事業提案書の計画案を変更する場合には、事前に文書により当市に申請し、承認を得てください。ただし、水海道公民館及び水海道児童センター複合施設整備事業に係る民間提案実施要領（以下「実施要領」といいます。）の趣旨を損なうような変更は認められません。
- ・ 民間店舗の招致に関する制限等
当市は、提案施設内に当市以外のテナントとして他の民間事業者を招致する場合、当市と協議を行い、他の民間事業者の適性を判断したうえで招致の承諾を行います。判断基準については、事業の安定性や提案内容の実行性、転貸先の民間事業者の適格性等を総合的に考慮して判断を行います。

(9) 土地利用に関する条件

次に該当する土地利用は認めません。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第

2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途

- ・ 葬祭場等に類する多数の人が集まる施設、墓地・霊園、宗教施設など、その他近隣・周辺環境との調整が困難と想定される事業の用途
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- ・ 無差別大量殺人行為をおこなった団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途
- ・ 前項目のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

(10) 貸与品等

次の図書を貸与されたい場合は申し出てください。

平成24年 市街地にぎわい再生事業 にぎわい広場整備工事竣工図（PDF）

※その他貸与を希望する図書がある場合は事務局（生涯学習課 施設管理係）へ照会してください。

(11) 協定について

(5)で述べたとおり、本民間提案により選定された事業者と協定を結ぶこととなります。協定書の内容については、次のとおりです。

協定名称：「水海道公民館及び水海道児童センター複合施設整備事業に関する協定」

内容：水海道公民館及び水海道児童センター整備事業に係る移転業務を遂行することを目的とする。

※ 提案内容により協定詳細は異なりますので、詳細については事業者が決定した後に当市との協議を行い定めるものとします。

4 提案者の資格等

(1) 提案者の参加資格要件

- ・ 提案者は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。
- ・ 提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。
- ・ 提案者は、当市及び必要に応じて施設管理者、指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

(2) 提案者の要件

提案者は、次に掲げる条件を全て満たしていることを要件とします。

なお、グループで応募する場合は、グループの全構成員が、次に掲げる条件を全て満たしていることを要件とします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けていない。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 常総市暴力団排除条例（平成 24 年常総市条例第 4 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員
- カ 契約締結に際し、常総市が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に準じて必要に応じて行う本人確認に応じることができること。
- キ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ク 建設業法第 3 条に定める一般建設業の許可を得ていること。

(3) 提案に関する留意事項

・ 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

・ 提出書類の取扱い、特許権等

ア 提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

イ 提案者の提出書類については、提案審査以外で提案者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保

護される第三者の権利の対象となっている事業手法，工事材料，施工方法，維持管理方法等を使用した結果生じた責任は，提案者が負うものとします。

エ 提案者が事業者となった場合，著作権は当市に帰属するものとします。

・法令等の順守

提案に当たっては，事前に提案者の責任において関係法令等を確認し，事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

(4) 構成企業の変更

提案者が単独の法人企業である場合，応募登録申込書を一度提出された後は，提案者の変更は認められません。ただし，グループのその他の構成員については，応募提案申込までは変更可能です。

(5) 提案資格の喪失

次の事項に該当していることが判明した場合，その時点で当市は当該提案者の提案資格を喪失させます。なお，グループの構成企業であっても該当した場合は当該提案者の提案資格を喪失させます。

ア 前記の(1)参加資格を失った場合

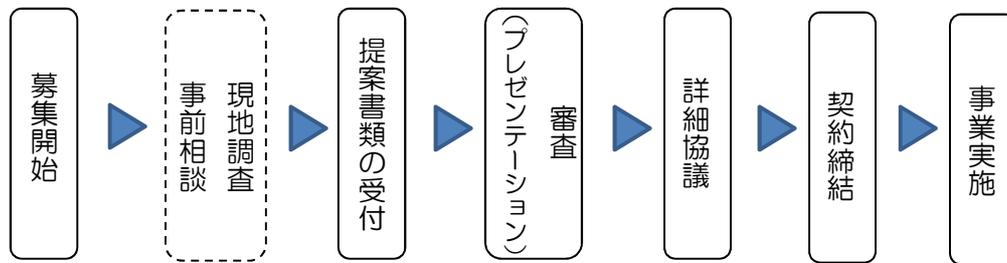
イ 応募提案書類に不備又は虚偽の記載があった場合

ウ 公正な審査に悪影響を与える行為があった場合

5 民間提案の手続き

(1) スケジュール

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 実施要領の公表 | 令和6年7月24日(水) |
| 提案者の登録 | 令和6年7月24日(水)～令和6年9月6日(金) |
| 質疑の受付 | 令和6年7月24日(水)～令和6年8月5日(月) |
| 質疑に対する回答 | 令和6年8月13日(火) |
| 応募提案書類の受付 | 令和6年8月19日(月)～令和6年9月6日(金) |
| プレゼンテーション及びヒアリング等 | 令和6年9月13日(金) ※予定 |
| 審査結果の通知・公表 | 令和6年9月18日(水) ※予定 |
| 協定等の締結 | 令和6年9月中旬～下旬 |
| 事業開始 | 令和7年度 ※予定 |



※ 現地調査及び事前相談を希望する場合は、応募提案書類の受付期間中に担当事務局へ申し出てください。

(2) 提案の手続き

ア 実施要領の公表

当市ホームページで、令和6年7月24日(水)から公表いたします。

イ 提案者の登録

登録の方法

本民間提案制度への応募を希望される方は、応募登録申込書(様式1-1)等を、受付期間内に事務局まで郵送、持参又は電子メールにより提出してください。その際、担当宛てに必ず電話により到達確認を行ってください。

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和6年7月24日(水)～令和6年9月6日(金) ※土、日、祝日を除く。 |
| 受付時間 | 8時30分～17時15分まで |
| 提出先 | 事務局(常総市役所石下庁舎 教育委員会生涯学習課) |
| 提出書類 | 「応募登録申込書(様式1-1)」……………1部 ※グループの場合は、「企業グループ調査書(様式1-2)」1部も提出してください。 |

提案者の変更

グループのその他の構成員を変更する場合、「応募登録企業グループ構成企業変更届出書（様式1-3）」と新たな「企業グループ調査書（様式1-2）」を事務局へ提出してください。

注意事項

提案者の登録をしていない場合は、応募提案書類の提出をすることはできませんので、注意してください。なお、提案者が、応募提案申込を辞退することは、特に支障ありません。

ウ 質疑の受付

本民間提案制度に関する質疑については、全て所定の質問書によって行います。所定の質問書（様式2）に記入の上、事務局まで電子メールにて提出し、担当宛てに必ず電話により到達確認を行ってください。口頭、電話による質疑は一切受け付けません。

質疑内容は、具体の項目について、簡潔・明瞭に表記してください。抽象的・不確定な質疑には、回答しない場合があります。なお、質疑を行う方は提案者に限ります。質疑を行う場合は、事前に提案者の登録を行ってください。

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和6年7月24日（水）～令和6年8月5日（月） ※土、日、祝日を除く。 |
| 受付時間 | 8時30分～17時15分まで |
| 提出先 | 事務局（常総市役所石下庁舎 教育委員会生涯学習課） |
| 提出書類 | 「質問書（様式2）」……1部 |

エ 質疑に対する回答

質疑に関する内容及び回答（以下、「質問回答書」といいます。）は、後日、当市のホームページに質問回答書を公開することで回答とします。なお、質問回答書をもって、実施要領の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とします。

| | |
|-------|--------------|
| 回答予定日 | 令和6年8月13日（火） |
|-------|--------------|

オ 応募提案書類の受付

応募提案書類の提出方法・受付期間

受付期間内に事務局まで郵送、持参又は電子メールにより提出してください。その際、担当宛てに必ず電話により到達確認を行ってください。

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和6年8月19日（月）～令和6年9月6日（金） ※土、日、祝日を除く。 |
| 受付時間 | 8時30分～17時15分まで |
| 提出先 | 事務局（常総市役所石下庁舎 教育委員会生涯学習課） |

提出書類

提出書類として、次の書類を提出していただきます。

| 名称 | 書式等 | 部数 |
|----------|--------------------|--------|
| 誓約書(様式3) | 所定の様式に従って作成してください。 | 企業毎に1部 |

| 提案にかかる書類 | | 部数 |
|-------------------------|---|-----|
| 表紙(様式4-1) | 所定の様式に従って作成してください。 | 15部 |
| 提案趣旨書(様式4-2) | 同上 | 同上 |
| 土地利用計画(様式4-3) | 表現方法は自由 | 同上 |
| 地域活性・災害時対応計画 (様式4-4) | 所定の様式に従って作成してください。 | 同上 |
| 施設運営・管理計画 (様式4-5) | 必要に応じて作成してください。提案に運営・管理が含まれない場合は提出不要です。 | 同上 |
| 資金計画書 (様式4-6・4-7) | 同上 | 同上 |

| 企業概要, 経営内容等にかかる書類 | | 部数 |
|-------------------|---------------------------------------|--------|
| 表紙(様式5-1) | 所定の様式に従って作成してください。 | 1枚 |
| 企業概要(様式5-2) | 同上 | 企業毎に1部 |
| 公共事業の実績 | 任意の様式で自由に作成してください。 | 同上 |
| 法人登記簿謄本 | 交付から3か月以内のもの | 同上 |
| 印鑑証明書 | 交付から3か月以内のもの最近1年間の財務諸表(写し) | 同上 |
| 最近1年間の財務諸表(写し) | ・貸借対照表, 損益計算書 ・株主資本等変動計算書 | 同上 |
| 国税及び地方税の納税証明書 | 過年度分を含めて未納がないことを証明するもので, 交付から3か月以内のもの | 同上 |

(3) 注意事項

ア 費用の負担

応募に関し必要な費用は, 全て提案者の負担とします。

イ 書類等の変更の禁止

一度提出した書類の訂正, 変更等は, 原則認めません。

ただし, 誤字等の修正及び当市が必要と認めるときは, この限りではありません。

ウ 使用言語及び単位

応募提案書類等における使用言語は日本語, 単位はメートル法で行うこととします。

エ 著作権

提案図書等の著作権は提案者に帰属するものとします。ただし, 主催者(常総市)が必要と

認めるときは、提案図書の一部又は一部を無償で使用できるものとします。

オ 応募提案書類の取り扱い

応募のあった事業計画につき、応募企業名、事業計画概要、その他応募内容について公開することがあります。著作権及び工業所有権（特許権・実用新案・意匠権・商標権）等無体財産権その他の権利を応募提案に使用する場合、提案者は権利者の承諾を得たものとします。なお、応募提案書類は返還いたしません。

カ 補足資料の提出

審査において提案内容についての補足資料の提出を求める場合があります。

キ 当市からの提示資料の取扱い

当市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできません。

ク その他

提案に当たって、提案者自らの責任において、関係法令等を十分調査し、事業実施に当たり、関係法令等に違反しない実現可能な計画としてください。

6 提案書の内容

| 名称 | 記載事項・内容 |
|-----------------------|---|
| 提案趣旨書 様式4-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の概要（事業の趣旨・ポイントなど） ・土地利用計画に関する基本的な考え方（土地利用の概要・ポイントなど） ・施設利用計画に関する基本的な考え方（施設利用の概要・ポイントなど） ・スケジュール （想定している事業開始までのスケジュールを、施設の改修に係る設計期間、工事期間等を含めて記入してください。） ・事業期間 |
| 土地利用計画図 様式4-3 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画図・施設配置図（イラスト、文章等で表現） ・施設計画図（平面計画図を必須とする。） ・想定する駐車台数と駐車場面積を記入してください。 |
| 地域活性・災害時対応計画 様式4-4 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化に資する提案・地域との協調性・周辺環境への配慮 ・災害時の施設開放計画（避難所として開放する公民館が災害時に速やかに開設・運営が可能であるための日常的な活用方法について記入してください。） |
| 施設運営・管理計画 様式4-5 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施体制 ・中長期的な管理運営の考え方 ・敷地管理の考え方 ・施設整備の概要 （想定している整備内容について記載してください。） |
| 資金計画書 様式4-6 | <ul style="list-style-type: none"> ・当初事業費概算計画 ・資金調達計画 |
| 資金計画書 様式4-7 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度ごとの収支計画 |

7 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

- ・ 本事業の事業者を選定するにあたり、審査は水海道公民館及び水海道児童センター複合施設整備事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）が行います。
- ・ 議事内容は非公開とします。

(2) 審査委員会の審査について

審査委員会において行われる審査は、本市が実施要領等で提示した要件の確認と、事業提案等の内容を評価することを目的とした審査であり、提案された土地利用計画に関して、法令等に基づく許認可等の可否について審査を行うものではありません。また、本審査の結果は、許認可等を保証するものではありません。土地利用にあたり、必要となる届出や許認可等については、事業者自らが各関係機関に、必要な届出や許認可等を受ける必要がありますので、十分ご理解の上、応募してください。

また、提案者が5社を超過した場合は、提出書類及び提案内容、公共事業の実績等による書類審査を行い、提案者を5社に選定する場合があります。その場合は、書類審査で選考された提案者のみ、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行うものとします。

(3) 審査のポイント

(5)の項目を基準として審査委員会に置いて提案の採点を行います。審査結果に対する異議を申し立てることができません。

(4) 提案者の失格

次の事項に該当していることが判明した場合、その時点で本市は当該提案者を失格とします。また、審査項目のいずれかの項目において、著しく劣り「不適」と判断された提案は、総合評価にかかわらず、失格とする場合があります。

- ア 提出期限を超過して提出された場合
- イ 実施要領に定める事項に違反した場合
- ウ 応募提案書類に不備又は明らかに虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- オ その他本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合
- カ 本事業の主旨から大きく外れた提案である場合

(5) 審査項目

審査委員会は、応募提案書類を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、次の審査項目に基づいて総合的に評価をします。

- ・ 参加資格
提案者が実施要領に規定する資格要件を満たしていること。
- ・ 基本的な事項
提案書類が実施要領に規定する要件、関係法令及び条例・要綱等を満たしていること。

・ 審査基準

| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 | |
|---|---|-----|-----|
| | | 小 | 大 |
| <p>1. 募集の趣旨に合致するものであること</p> <p>【積算方法】</p> <p>・5段階で評価し、割り振られた配点にそれぞれの評価掛け率を乗じたものを評価点として付与する。算出した評価点の小数点以下は切り捨てる。</p> <p>【評価掛け率】</p> <p>A（特に優れた提案） 1</p> <p>B（優れた提案） 0.8</p> <p>C（標準的な提案） 0.6</p> <p>D（やや劣っている提案） 0.4</p> <p>E（劣っている提案） 0.2</p> | <p>(1) 事業計画の実現性について</p> <p>① 計画と基本方針 事業計画の目的や取組への基本方針が具体的か。</p> | 10 | 20 |
| | <p>② 事業内容の実現性 提案するサービスや活動等の内容が実現可能な内容か。</p> | 10 | |
| | <p>(2) 地域との協調性について</p> <p>① 地域社会への貢献 地域活性化及び地域コミュニティの構築が期待できる取り組みか。</p> <p>② 周辺環境への配慮 周辺の生活環境や地域の景観への配慮が十分になされているか。</p> <p>③ 防災・避難所機能 災害時に速やかに避難所の開設・運営が可能な開放計画となっているか。</p> <p>④ 市の計画との整合性 市の計画及び事業との整合が取れた提案となっているか。</p> | 20 | 50 |
| | | 10 | |
| | | 10 | |
| | | 10 | |
| <p>2. 施設運営・管理計画、資金計画・財務状況健全性と妥当性</p> <p>評価掛け率は、前項同様</p> | <p>(1)事業コスト 市が整備を行うよりもコスト削減が見込まれる計画になっているか。</p> | 20 | 30 |
| | <p>(2)資金計画と財務の健全性について 事業を実施するにあたり、実現性のある資金計画・財務状況となっているか。</p> | 10 | |
| 合計 | | 100 | 100 |

(6) 事業者の選定

- ア 審査委員会において、最も総合評価の高かった提案者を事業者として選定します。
- イ 審査結果は、全ての提案者（グループの場合は、代表者にのみ）に対して電子メールにより通知します。なお、審査にかかる質問や異議の申立ては、受け付けません。
- ウ 当市は提案者と、提案内容や契約内容について確認等を行い、契約を締結する相手として適正であると判断する場合に、決定を通知し、事業者として選定します。
※契約の締結について合意に至らない場合や、事業者が市の交渉相手として不適切であると判断される場合には、次位事業者との協議を開始します。
- エ 提案者が1者であっても、本民間提案は成立するものとするが、選定については、審査委員会で決定するものとします。
- オ 審査委員会において、当該業務の履行に最も適した提案者が複数あり、共同運営できる可能性が高いと判断された場合には、複数者を事業者として選定する場合があります。

(7) 審査結果の公表

審査結果の概要については、当市ホームページで公表します。公表内容については次のとおりです。また不採用となった（協議対象とならなかった）提案については公表しません。

- ・ 案件名
- ・ 提案概要
- ・ 提案事業者名